



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○民有保安林の指定の解除（森林管理課） | 1 |
| ○道路の区域の変更（道路管理課） | 1 |
| ○土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） | 2 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課） | 2 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） | 2 |
| ○土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除（海岸防災課） | 3 |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所） | 3 |

病院事業局事項

- | | |
|--|---|
| ○沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程 | 3 |
|--|---|

告 示

沖縄県告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年11月28日

沖縄県知事 玉城康裕

- 解除に係る保安林の所在場所 うるま市勝連平敷屋平原766番（次の図に示す部分に限る。）、779番、780番、勝連内間大賀平2135番、2141番、2142番、勝連内間仲間屋2166番・2167番・2169番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2143番、2155番1、2155番2、2157番、2159番から2161番まで、2165番
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和7年11月28日から同年12月11日まで一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

沖縄県知事 玉城康裕

- 道路の種類 県道
- 路線名 46号線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|-----------------------------------|---------------|--------|
| 旧 | 那覇市字安里388番10から 那覇市三原1丁目173番1まで | 11.9m ~ 13.8m | 306.6m |

| | | | |
|---|-----------------------------------|---------------|--------|
| 新 | 那覇市字安里388番10から 那覇市三原1丁目173番1まで | 11.9m ~ 13.8m | 306.6m |
| | 那覇市字安里388番10から 那覇市三原1丁目173番1まで | 29.0m ~ 56.2m | 409.3m |

沖縄県告示第447号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年11月28日

沖縄県知事 玉城康裕

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|---|---------------------|
| 西原翁長(1) | 西原町字翁長のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 与那川 | 西原町字小橋川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 呉屋 | 西原町字呉屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |

沖縄県告示第448号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和7年11月28日

沖縄県知事 玉城康裕

| 区域の名称 | 指定の解除の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|---|---------------------|
| 西原翁長(1) | 西原町字翁長のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 与那川 | 西原町字小橋川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 呉屋 | 西原町字呉屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |

沖縄県告示第449号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年11月28日

沖縄県知事 玉城康裕

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
|---------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 西原翁長(1) | 西原町字翁長のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおり |
| 与那川 | 西原町字小橋川のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおり |
| 呉屋 | 西原町字呉屋のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第450号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和7年11月28日

沖縄県知事 玉城康裕

| 区域の名称 | 指定の解除の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
|---------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 西原翁長(1) | 西原町字翁長のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおり |
| 与那川 | 西原町字小橋川のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおり |
| 呉屋 | 西原町字呉屋のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第451号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和7年11月28日

沖縄県北部土木事務所長 波平恭宏

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和7年9月2日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市宮里七丁目1425番21、1425番22、1425番23、1425番24及び1425番26
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 50.19メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第11号

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月28日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成31年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | |
|--|-----|--------------------|----------------------------------|
| 北部病院看護部 5階東病棟、5階西病棟、4階東病棟、4階西病棟、3階東病棟、3階西病棟 及び救急センターに勤務する看護師 | 日勤 | 午前8時から午後4時30分まで | 午後零時15分から午後1時まで |
| | a日勤 | 午前8時から午後5時45分まで | 午後零時から午後1時まで |
| | b日勤 | 午前8時から午後5時15分まで | 午後零時30分から午後1時30分まで |
| | c日勤 | 午前8時から午後6時15分まで | 午後零時から午後零時45分まで及び午後3時45分から午後4時まで |
| | 長日勤 | 午前8時から午後8時30分まで | 午後零時から午後零時45分まで及び午後3時45分から午後4時まで |
| | 夜勤 | 午後5時から翌日の午前8時30分まで | 午後8時から午後8時45分まで及び午前1時から午前1時45分まで |
| | 夜勤 | 午後8時から翌日の午前8時45分まで | 午前1時から午前2時まで |

を

| | | | |
|--|-----|--------------------|----------------------------------|
| 北部病院看護部 5階東病棟、5階西病棟、4階地域包括ケア病棟、4階西病棟、3階病棟、N I C U及び救急センターに勤務する看護師 | 日勤 | 午前8時から午後4時30分まで | 午後零時15分から午後1時まで |
| | 日勤A | 午前8時から午後6時15分まで | 午後零時から午後零時45分まで及び午後3時45分から午後4時まで |
| | 長日勤 | 午前8時から午後8時30分まで | 午後零時から午後零時45分まで及び午後3時45分から午後4時まで |
| | 夜勤 | 午後5時から翌日の午前8時30分まで | 午後8時から午後8時45分まで及び午前1時から午前1時45分まで |
| | 夜勤 | 午後8時から翌日の午前8時45分まで | 午前1時から午前2時まで |

に、

| | | | |
|---|-----|--------------------|------------------------|
| 中部病院看護部 6階東病棟、5階東病棟、5階西病棟、周産期センター、南2階病棟、N I C U、G C U及びM F I C Uに勤務する看護師 | 日勤 | 午前8時から午後4時30分まで | 午前11時45分から午後零時30分まで |
| | 長日勤 | 午前8時から午後8時30分まで | 午後零時から午後1時まで |
| | 夜勤 | 午後8時から翌日の午前8時45分まで | 午後10時から翌日の午前5時までの間の60分 |
| | 半日 | 午前8時30分から午後零時30分まで | なし |
| | 半日 | 午後零時30分から午後4時30分まで | なし |

を

| | | | |
|----------------------------------|-----|-----------------|---------------------|
| 中部病院看護部 6階東病棟、6階西病棟、5階東病棟、5階西 | 日勤 | 午前8時から午後4時30分まで | 午前11時45分から午後零時30分まで |
| | 長日勤 | 午前8時から午後8時30分まで | 午後零時から午後1時まで |

| | | | |
|--|----|--------------------|------------------------|
| 病棟、4階東病棟、4階西病棟、周産期センター、南5階病棟、南4階病棟、N I C U、G C U、M F I C U、救命救急センター及び救急外来・放射線科に勤務する看護師 | 夜勤 | 午後8時から翌日の午前8時45分まで | 午後10時から翌日の午前5時までの間の60分 |
| | 半日 | 午前8時30分から午後零時30分まで | なし |
| | 半日 | 午後零時30分から午後4時30分まで | なし |

に、「午前9時45分」を「午前9時」に、

| | | | |
|--|-----|-----------------------|----------------------------------|
| | D勤務 | 午後3時30分から翌日の午前8時30分まで | 午後7時から午後7時45分まで及び午前3時から午前3時45分まで |
|--|-----|-----------------------|----------------------------------|

を

| | | | |
|--|-----|-----------------------|--|
| 南部医療センター・こども医療センター・小児麻酔科及び小児麻酔科に勤務する医師 | D勤務 | 午後3時30分から翌日の午前8時30分まで | 午後7時から午後7時45分まで及び午前3時から午前3時45分まで |
| | A勤務 | 午前8時30分から午後5時まで | 午後零時15分から午後1時まで |
| | B勤務 | 午前8時30分から翌日の午前8時まで | 午後零時15分から午後1時まで、午後9時から午後10時まで及び午前5時から午前5時45分まで |
| | C勤務 | 午後零時から午後8時30分まで | 午後5時15分から午後6時まで |
| | D勤務 | 午後3時30分から翌日の午前8時まで | 午後10時から午後11時30分まで |

に、「宮古病院看護部4階西病棟」を「宮古病院看護部6階西病棟、5階東病棟、5階西病棟、4階西病棟及び救急室」に、「八重山病院看護部4階東病棟及び4階西病棟」を「八重山病院看護部4階東病棟、4階西病棟、3階東病棟、3階西病棟、2階東病棟、こころ科病棟、H C U、N I C U及びG C U」に、

| | | | |
|--|----|-----------------|-----------------------|
| | 時差 | 午後零時から午後8時30分まで | 午後零時から午後8時30分までの間の45分 |
|--|----|-----------------|-----------------------|

を

| | | | |
|---|-----|------------------|--|
| 精和病院看護部3階東病棟、3階西病棟、2階東病棟、2階西病棟、1階東病棟及び1階西病棟に勤務する看護師 | 時差 | 午後零時から午後8時30分まで | 午後零時から午後8時30分までの間の45分 |
| | 日勤A | 午前8時30分から午後5時まで | 午前11時30分から午後零時15分まで、午後零時15分から午後1時まで又は午後1時から午後1時45分まで |
| | 日勤B | 午前10時30分から午後7時まで | 午後1時から午後1時45分まで |
| | 日勤C | 午後零時30分から午後9時まで | 午後4時から午後4時45分まで |
| | 長日勤 | 午前8時30分から午後9時まで | 午前11時30分から午後零時15分まで、午後零時15分から午後1時まで又は午後1時から午後1時45分まで及び午後5時から午後5時45分まで、午後5時45分から午後6時30分まで又は午後6時30分から午後7時15分まで |
| | 夜勤 | 午後8時30分から翌日の午前9時 | 午前零時から午前1時まで、午前1時か |

| | | |
|--|-------|------------------------|
| | 15分まで | から午前2時まで又は午前2時から午前3時まで |
|--|-------|------------------------|

に改める。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。

| | |
|--|---|
| 発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印 刷 所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1 |
|--|---|